



# 鳥取県公報

平成 24 年 6 月 29 日 (金)  
第 8 4 0 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可（2件）（468・469）（農地・水保全課）・・・ 2  
 県営土地改良事業計画の決定（470）（〃）・・・ 2  
 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（471）（東部総合事務所農林局）・・・ 2
- ◇ 公安告示 犯罪被害者等早期援助団体の名称の変更（5）（生活安全企画課）・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成24年6月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大谷溜池土地改良区の定款の変更を平成24年6月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業五千石地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成24年6月29日から同年7月19日まで
- 3 縦覧に供する場所  
米子市役所及び伯耆町役場
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第471号

鳥取市福部町高江131安田豊実ほか21人が共同して行う土地改良事業に係る高江地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月29日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成24年6月29日から同年7月19日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所及び鳥取市福部町総合支所
- 4 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 鳥取県公安委員会告示第5号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定による指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体から、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定に基づき名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月29日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

変更後の名称	変更年月日
公益社団法人とっとり被害者支援センター	平成24年6月1日